令和４年度　道産建築材供給拡大支援事業実施要領

第１　趣旨

ロシア産材の禁輸措置等に伴い、国内での建築材の逼迫が懸念されることから、道産木材を活用した住宅等の建築に用いる製材（以下「建築材」という。）の安定供給を図る必要があるため、新たに締結した安定取引に関する協定等に基づき建築材を生産した者に対し、建築材の生産により掛かり増しになる経費について、予算の範囲内で支援金を交付する。

第２　支援金交付象者

道内に原木を製材する工場を有し、令和３年度に梱包材等の製材を生産、出荷した実績のある者とする。

第３　交付の内容、交付対象、及び交付額等

１　交付の内容

令和４年４月１日から令和５年１月３１日までに交付対象となる建築材を出荷したもので、令和５年２月１５日までに建築材の出荷先であるプレカット工場、工務店又は住宅メーカー等（以下「プレカット工場等」という。）が発行する納品が確認できる書類を提出できる者に対し、支援金を交付する。

２　交付対象となる建築材

申請者が自ら生産した次の建築材とする。

プレカット工場等との建築材の安定取引に関する協定等に基づき出荷した製材並びに集成材、ＣＬＴ及び床材等の原板として使用する木製品で、かつ、合法木材であることを証明できるもの。

３　プレカット工場等との建築材の安定取引に関する協定等

令和４年４月１日以降に締結した建築材の安定取引に係る協定書、覚書、確認書等（以下「協定等」という。）で、令和５年１月３１日以降も複数年度に渡り効力を有するものとする。

協定等の締結者は、建築材を出荷する交付対象者と建築材を受け入れるプレカット工場等とする。このほか、原木の安定供給に関わる素材生産事業者、木材流通事業者が協定等に参加することは妨げない。

また、協定等には次の事項が記載されていること。

（１）協定等の締結日及び協定等の有効期間

（２）協定等の締結者・代表者の職氏名

（３）出荷量（希望数量・目標数量等でも可。また、別紙による出荷スケジュール等でも可。）

（４）出荷品目・品種等

４　交付額

　　建築材出荷量１㎥当たり　３千円

第４　事業の実施

１　事業計画

（１）支援金の交付を受けようとする者は、別記第１号様式により事業計画書を作成し、北海道木材産業協同組合連合会（以下「道木連」という。）に提出するものとする。

（２）道木連は、（１）の事業計画書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに事業計画を承認し、別記第２号様式により、支援金の交付を受けようとする者に通知するものとする。

２　支援金の交付の申請

　　　支援金の交付を受けようとするときは、別記第３号様式により、道木連に申請しなければならない。

３　支援金の交付の決定

　　　道木連は、２の支援金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、支援金を交付すべきと認めたときは、速やかに支援金の交付を決定し、別記第４号様式により支援金交付対象者に通知するものとする。

４　支援金等の変更

（１）支援金交付対象者は、支援金の交付決定後、交付事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記第５号様式により道木連の承認を受けなければならない。ただし、交付金の額（複数の協定等に基づき事業を実施する場合は、それぞれの協定等ごとの交付金の額）の１０パーセントを超えない減の場合はこの限りではない。

（２）道木連は、（１）の事業等変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、事情やむを得ないと認められる場合、承認するものとする。

５　概算払

（１）支援金交付対象者は、支援金の概算払を受けようとするときは、別記第６号様式により道木連に申請しなければならない。

（２）道木連は、（１）の支援金概算払申請書を受理したときは、その内容を審査し、概算払をする必要があると認めるときは、当該支援金の概算払を決定し、その旨当該支援金交付対象者に通知するものとする。

６　実績報告等

　（１）支援金交付対象者は、事業完了後３０日以内、若しくは令和５年２月１５日のどちらか早い日までに、別記第７号様式により道木連に実績を報告しなければならない。

（２）道木連は、（１）の報告書を受理したときは、書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、支援金額を確定し、当該支援金交付対象者に通知するものとする。

第５　その他

　　　この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し、必要な事項は別に定めるものとする。